≪ 社会福祉事業一覧≫

〇注意

社会福祉事業については、基本的に、社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならい、定款に記載することとなるが、内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。

(1)第一種社会福祉事業

根拠法	記 載 方 法
児童福祉法	乳児院の経営
	母子生活支援施設の経営
	児童養護施設の経営
	障害児入所施設の経営
	情緒障害児短期治療施設の経営
	児童自立支援施設の経営
	養護老人ホームの経営
老人福祉法	特別養護老人ホームの経営
	軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社	障害者支援施設の経営
会生活を総合的に支援す	
るための法律	
	救護施設の経営
生活保護法	更生施設の経営
	医療保護施設の経営
	授産施設の経営
	宿所提供施設の経営
	生計困難者に対して助葬を行う事業の経営
売春防止法	婦人保護施設の経営
11	授産施設の経営
社会福祉法	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営

(2)第二種社会福祉事業

根 拠 法		記	載	方	法
児童福祉法	障害児通所支援事	業の経営			
	障害児相談支援事	業の経営			
	児童自立生活援助	事業の経	営		
	放課後児童健全育	成事業の	経営		
	子育て短期支援事	業の経営	·		
	乳児家庭全戸訪問	事業の経	営		
	養育支援訪問事業	の経営			
	地域子育て支援拠	点事業の	経営		
	一時預かり事業の	経営			
	小規模住居型児童	養育事業	の経営		
	小規模保育事業の	経営			
	病児保育事業の経	営			
	助産施設の経営				
	保育所の経営				
	児童厚生施設の経	営			
	児童家庭支援セン	ターの経	営		
	児童の福祉の増進	について	相談に	応ずる	事業の経営
	身体障害者生活訓	練等事業	の経営		
身体障害者福祉法	手話通訳事業の経	 営			
	介助犬訓練事業の	 経営			
	聴導犬訓練事業の	 経営			
	身体障害者福祉セ	ンターの	経営		
	補装具製作施設の	 経営			
	盲導犬訓練施設の	 経営			
		供施設の	経営		
	身体障害者の更生	相談に応	ずる事	 業	

根拠法	記載方法
	老人居宅介護等事業の経営
老人福祉法	老人デイサービス事業の経営
	(老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター)
	(1)専用施設において行われるもの →老人デイサービスセンター
	(2)特別養護老人ホーム等他の目的を
	有する施設において行われるもの→老人デイサービス事業
	(3)特別養護老人ホーム等に併設されるもの
	①日常動作訓練及び養護並びに通
	所事業を実施するための専用設 備を有するもの →老人デイサービスセンター
	②①の要件を満たさないもの →老人デイサービス事業
	※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが, デイサービスセン ターは加えて設置届が必要。
	老人短期入所事業の経営
	(老人短期入所事業と老人短期入所施設)
	(1)専用施設において行われるもの →老人短期入所施設
	┃ ┃(2)特別養護老人ホーム等他の目的を
	有する施設において行われるもの →老人短期入所事業
	(3)特別養護老人ホーム等に併設され
	るもの (***) た #1 3 ま の ** # の ** 四 日 中
	①ア)短期入所のための専用居室, 浴室及び食堂を専用の設備とし
	て有し、かつイ)独立した施設
	として機能を果たしうる職員配
	置を有するもの →老人短期入所施設
	②①の要件を満たさないもの →老人短期入所事業
	※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、老人短期の事業はおいます。
	期入所施設は加えて設置届が必要。
	小規模多機能型居宅介護事業の経営
	認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

根 拠 法		記	載	方		
老人福祉法(つづき)	複合型サービス福祉	事業の	経営			
	老人デイサービスセン	ノタ ー	の経営			
	老人短期入所施設の約	 圣営				
	老人福祉センターの紀	圣営				
	老人介護支援センター	- の経	······ : 営			
	障害福祉サービス事業	業の経	営			
障害者の日常生活及び社	一般相談支援事業の紀	圣営				
会生活を総合的に支援するための法律	特定相談支援事業の	圣営				
W /C W /A /F	移動支援事業の経営					
	地域活動支援センタ-	- の 経	: 営			
	福祉ホームの経営					
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相認	炎に応	ずる	事業		
	母子家庭等日常生活。	支援事	業の約	圣営		
母子及び父子並びに寡婦	寡婦日常生活支援事業	業の経	····· : 営			
福祉法	母子・父子福祉施設~	センタ	一の約	圣営		
	生計困難者に対して生	 生活必	需品等	等を与り	 える事業	
社会福祉法	生計困難者の生活に	関する	相談し	こ応ず	 る事業	
	生計困難者のために	無料又	とは低	額な料		付け
	る事業					
		無料又	は低額	額な料	金で、宿泊所等を利用る	させ
	る事業 生計困難者のために第	無料又	は低る	頭 な 料:		
					並	- z
	・				用で介護体際本に別たり	િ
	福祉サービス利用援助	助事業				
	社会福祉事業に関する	る連絡	を行う	う事業		
	社会福祉事業に関する	る助成	を行う	う事業		
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労詞	川練事	業			
就学前の子どもに関する	幼保連携型認定こど:	も園の	経営			
教育、保育等の総合的な						
提供の推進に関する法律						
(認定こども園法)						